

神川町議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の責務及び活動原則（第2条－第4条）

第3章 共生社会の推進（第5条）

第4章 議会運営の原則（第6条・第7条）

第5章 町民に開かれた議会（第8条－第10条）

第6章 議会と町長等との関係（第11条・第12条）

第7章 議会機能の強化（第13条－第16条）

第8章 最高規範性並びにこの条例の検証及び見直し（第17条・第18条）

附則

私たちの神川町は、冬桜や三波石など豊かな自然に恵まれ、特産のクジャク草及び梨の栽培で栄えてきた歴史と文化を有し、人の心の温かさを誇れる町である。

近年、地域を取り巻く環境が変化する中であっても、神川町は、多様な人々が互いに支え合う地域コミュニティの形成に取り組んでいる。

このような時だからこそ、神川町議会は、平和を尊重し、神川町民の福祉を増進するため、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指すとともに、ソーシャルインクルージョンの理念の下、共生社会の実現に向けて活動し、議会運営の公正性及び透明性を確保することにより、町民に信頼される議会を目指す。

ここに神川町議会は、議会運営の基本事項を定め、神川町民との対話を深めるとともに、神川町の課題を真摯に議論し、分かりやすく開かれた議会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、神川町議会（以下「議会」という。）が果たすべき自主的かつ自律的な議会運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にし、議会機能の強化を図るとともに、平和都市宣言に関する決議（令和7年6月13日決議）に掲げられた理念を体现

し、恒久平和と神川町民（以下「町民」という。）の福祉の増進及び豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の責務及び活動原則

（議会の責務及び活動原則）

第2条 議会は、町民を代表する議事機関として神川町政（以下「町政」という。）の重要事項について意思決定を行う。

2 議会は、町民の意見が的確に反映され、公正かつ民主的に町政が運営されているかを監視し、及び評価する。

3 議会は、議決責任を深く認識するとともに、その機能を発揮し、円滑かつ効果的な議会運営を行い、議事機関としての役割を果たす。

（議員の責務及び活動原則）

第3条 神川町議会議員（以下「議員」という。）は、議会が町民を代表する議事機関であることを十分に認識し、議員相互間の討議を通じて多様な意見を尊重しながら合意形成に努める。

2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽^{きん}によって、町民の代表として公正かつ誠実に職務を遂行する。

（議員の政治倫理）

第4条 議員は、町民の厳粛な負託を受けていることを深く自覚し、町民全体の代表者として常に良心と高い倫理性を持って職務に精励する。

第3章 共生社会の推進

（ソーシャルインクルージョンの理念に基づく議会活動）

第5条 議会は、議会活動のあらゆる場面において、ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、全ての町民が議会活動に参加し、又はその意見を表明する機会の確保に努める。

第4章 議会運営の原則

（自由討議による合意形成）

第6条 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案その他の案件を審査し、意思決定を行うに当たっては、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たす。

(政策立案及び政策提言)

第7条 議員は、条例、意見書等の議案及び政策提言の提出を積極的に行うよう努める。

第5章 町民に開かれた議会

(議会の広報及び情報公開)

第8条 議会は、本会議の日程を事前に周知するとともに、町民が傍聴その他の方法により議会活動に参加する機会の確保に努める。

2 議会は、重要な議案に対する各議員の賛否を広報紙で公表する。

3 議会は、町民に分かりやすく親しまれる広報紙づくりに努める。

(議会報告会又は意見交換会)

第9条 議会は、議会報告会又は意見交換会を毎年開催し、広く町民の意見を聴取するとともに、その意見を議会運営及び政策立案に反映するよう努める。ただし、災害等その他やむを得ない事情により開催することが困難であるときは、この限りでない。

(請願及び陳情の十分な審査又は議論)

第10条 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、その審査又は議論を十分行うよう求め、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を確保する。

第6章 議会と町長等との関係

(議会による監視及び政策提言等)

第11条 議会は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）と常に緊張感のある関係を保持し、その事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策の立案、提言等を通じて町政の発展に取り組む。

(町長等による政策形成過程の説明の聴取)

第12条 議会は、条例、予算、決算等の議案を審議するに当たり、町長等に対して政策の根拠、提案に至るまでの経緯、総合計画その他の各種計画との整合性その他政策別又は事業別の分かりやすい説明を求めるよう努める。

第7章 議会機能の強化

(継続的な議会改革の取組及び議員の資質向上)

第13条 議会は、社会経済情勢の変化に対応し、その機能を十分に発

揮し続けることができるよう、継続的な議会改革に取り組む。

2 議会は、議員の資質向上を図るため、研修の充実に努める。

（情報通信技術の活用）

第14条 議会は、議会活動の充実及び町民の利便性の向上を図るため、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を積極的に活用する。

（専門的知見の活用）

第15条 議会は、議案の審査又は町の事務に関する調査の充実を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の実施その他の方法により専門的知見を活用する。

（議会事務局の体制整備）

第16条 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進め、議員の資質の向上を図るため、議会事務局の調査機能の充実、法務機能の強化その他の組織体制の整備に努める。

2 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努める。

第8章 最高規範性並びにこの条例の検証及び見直し

（最高規範性）

第17条 この条例は、議会に関する基本事項を定める最高規範である。

2 議会は、議会に関する条例、規則その他の規程を、この条例の趣旨に即して制定し、又は改正するものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるよう努める。

（検証及び見直し）

第18条 議会は、議員の任期中、この条例の目的が達成されているかを、議会運営委員会において検証する。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めた上で、条例の改正を含めて適切な措置を講ずる。

3 議会は、この条例を改正する際には、改正の理由を町民に説明する。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。